資料1

教文財　第　７９号－１
令和　４年　８月２４日

関市文化財審議会 会長　様

関市教育委員会

関市重要文化財指定の可否について（諮問）

関市文化財保護条例施行規則（昭和４２年関市教育委員会規則第２号）第２条の規定により、下記の文化財について関市指定文化財の指定申請があったので、指定の可否を関市文化財審議会に諮問します。

記

１．種　別　　史跡
　　名　称　　落洞１号古墳
　　員　数　　１基
　　所有者（管理者）　[redacted]

別記様式第１号

関市重要文化財指定申請書

1　名称　　落洞１号古墳

2　員数　　１基

3　所在地　　関市武芸川町小知野字落洞４０１

4　所有者(又は管理者)の氏名又は名称及び住所

[redacted]

5　種類　　史跡

6　構造、形式、品質、形状、大きさ(実測図、見取図、写真等添付のこと)

南北 17.5m (推定)、東西約 16.5m、墳丘高約４mの円墳。墳丘の西半部に葺石を施す。内部主体は全長約 9.1mの横穴式石室。

7　年代及び由来、伝説

古墳時代後期の円墳。墳丘盛土の残りがよく、古墳築造当時の様子がわかる貴重である。また、地形観察から古墳を築造する前に東側の山を削り、広い平坦面を確保し、その土を墳丘盛土として使用していると考えられる。関市において最大級の墳丘規模をもつ古墳であり、武芸川地域を治めた豪族の墓であると考えられ、武芸川地域の歴史を考えるうえで、価値が高い。

8　銘文、墨書、その他参考となる事項

上記のものを関市文化財に指定下さるよう申請いたします。

令和４年８月１５日

住所　[redacted]

所有者(管理者)　[redacted]

関市教育委員会　様